

第 21 期  
大分海区漁業調整委員会

第 27 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 3 年 3 月 12 日(金) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第21期大分海区漁業調整委員会第27回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年3月12日(金) 午後2時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一  
内田 健 (会長、議長)  
疋田 一 則  
阿部 義 広  
山下 博 美  
石田 清  
川島 富 男  
小野 裕 佳  
日隈 邦 夫  
須川 直 樹  
渡邊 英 敏  
鳴海 盛 彦  
小松 兼 丸  
藤本 昭 夫
- 事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、堀切主任
- 農林水産部 景平審議監兼漁業管理課長
- 漁業管理課 佐藤主査
- 水産振興課 高野課長、倉橋課長補佐、野田主任
- 臨席者 東部振興局 真田康広、中部振興局 安樂康宏  
大分市林業水産課 津守翔太
4. 議事録署名委員 鳴海盛彦委員、藤本昭夫委員

## 5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案	別府湾南部海域における漁法の制限について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第2号議案	別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第3号議案	大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案	津久見市無垢島周辺海域における漁法の制限について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第5号議案	伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれいの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第6号議案	豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第7号議案	「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護等に関する規程」の一部改正について
審議の結果	原案のとおり改正することに決した

## 6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第21期第27回大分海区漁業調整委員会を開会します。

事務局の大塚です。本日もよろしくお願ひします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、15名中15名の委員が出席され、過半数を超えていますので、漁業法第101条第1項の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、景平審議監から挨拶を申し上げます。

景平審議監 ( あいさつ )

事務局長 ありがとうございます。それでは議事に入ります前に、資料の確認をいたします。

本日は「議案書」と資料①、資料②の合計3部をお配りしていま

す。不足がある場合は事務局にお知らせください。

それでは、委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、内田会長に以後の議事進行をお願いいたします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。  
鳴海委員と藤本委員にお願いします。  
それでは議事に移ります。

第1号議案の「別府湾南部海域における漁法の制限について」と第2号議案の「別府湾南部海域におけるあみ等のまきえを使用して行う船釣り等の禁止について」は関連がありますので、一括して審議することとします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、第1号議案と第2号議案を一括して、ご説明します。

議案書の5ページをお開きください。

第1号議案は、別府湾南部海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により当該海域での投錨をして（アンカーを打って）行う船釣りを禁止するものです。

次に、議案書の9ページをお開きください。

第2号議案ですが、第1号議案と同様の目的で、委員会指示によりあみ等のまきえを使用する船釣り等を禁止するものです。

この2つの委員会指示の禁止期間及び有効期間が本年5月31日で終了するため、新たに6月1日から翌年5月31日までを期間とする委員会指示を発出するとともに、第2号議案では承認事務取扱要領を改めます。

なお、この2つの議案は2月26日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

6ページにお戻り下さい。大分県海面利用協議会長からの委員会指示発出の依頼書です。

中段「記」以下の1から6までの番号が、それぞれ第1号議案から第6号議案までとなります。

7ページをご覧ください。

第1号議案の投錨をして行う船釣りの禁止区域は図中の斜線の海域となります。

次の8ページをお開きください。委員会指示案をお示ししていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

次に、10ページをお開きください。

第2号議案の「完全まきえ船釣り等禁止区域」は、濃く塗りつぶしている海域となります。

その「完全まきえ船釣り等禁止区域」の海域を除いたチェック模様で表示している海域に限って、委員会が承認した船舶に限り、まきえ船釣りを認めています。

11ページと12ページに委員会指示案を載せています。

有効期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

また、13ページから17ページは、このまきえ船釣り等承認事務取扱要領案となっており、内容については、期間を更新した以外は例年と同じ内容ですが、14ページから17ページまでの様式については、行政手続きから押印（はんこ）を廃止する動きに沿って、この承認事務においても押印を廃止することとし、各様式中の申請者等の氏名の右端にあった印の文字を削除しております。

18ページから21ページが来年度の漁場利用協定書案です。2月26日に開催されました別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会で昨年と同じ内容で引き続き締結される旨決定していますので、新年度になりましたら調印される予定です。

次に、23ページをお開きください。別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認状況ですが、12月の委員会で報告して以降に3件が追加され、累計で405件となっています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案と第2号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 漁業法が改正されてますが、この告示の表示で昭和24年法律第267号という表示がありますがこれは良いのですか。

事務局長 はい。この当初の年数等で問題ありません。

議 長 この第120条第1項も改正後の条項ですか。

事務局長 はい。改正後の漁業法の第120条第1項が委員会指示に関する条項となります。

議 長 他に何か質問はありませんか。他にご意見もないようですので、第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議 長 異議がないようですので、第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案の「大分県海域におけるあみ等のまきえの使用禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の26ページをお開きください。

第3号議案は、委員会指示により、5つの海域においてあみ等のまきえの使用を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、2月18日開催の豊後水道南部海面利用地区協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

具体的な指示内容を地区別にご説明します。

最初に、27ページは、(1)佐賀関半島地区です。格子模様を付けた高島及び牛島の全域は、いそ釣りのおきあみを含むあみ

のまきえの使用を禁止するものです。

また、波線模様を付けた海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次の28ページが、(2)津久見市四浦地区と(3)保戸島地区です。津久見市四浦半島の南側格子模様を付けた海域では、いそ釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

また、津久見市保戸島から高甲岩灯台までの格子模様を付けた海域では、いそ釣りのすべてのまきえの使用を禁止するものです。

さらに、波線で示しています海域では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次に、29ページをご覧ください。(4)津久見市無垢島と保戸島との間の海域ですが、通称スカ漁場とされています。

このスカ漁場では、船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次に、30ページをお開き下さい。(5)佐伯市鶴見地区です。図中左の宇戸島の右にあります女郎埼から地蔵埼の間と大ばえから鶴見と米水津の境界の間までの格子模様を付けた半島の沿岸ではいそ釣り、波線の海域では船釣りのおきあみを含むあみのまきえの使用を禁止するものです。

次に、これらの委員会指示案を31ページと32ページに載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議 長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案の「津久見市無垢島周辺海域における漁法の



制限について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、議案書の33ページをお開きください。

第4号議案は、津久見市無垢島周辺海域における漁業と遊漁の円滑な漁場利用関係を確保するため、委員会指示により、投錨して行う船釣り及びまきえを使用して行う船釣りを禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会での協議を経て、会長宛に委員会指示の発出が要請されています。

34ページをお開きください。委員会指示の対象海域は、無垢島の北側及び東側の模様を付けている海域で、委員会指示によりイカ釣りを除く投錨して行う船釣りと、おきあみを含むあみのまきえを使用する船釣りが禁止するものです。

委員会指示案を35ページにお示ししていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

あみの禁止は遊漁が釣りすぎないようにということで設定されていると思うのですが、この考えであっているのかということと、なぜ投錨して行う船釣りはイカ釣りを除くのか教えてください。

事務局長

この辺で操業する専門の一本釣りの方は、まきえをい使いませんので、同じ条件で遊漁の方も釣って頂くということが一つと、あみを使うと魚にあみの匂いが移って品質を下げるという話もありまして、全体として魚のイメージを下げるということもあり、あみを使ってほしくないというのが一本釣りの方の要望となりま

す。釣りについては、専門の方はアンカーを打たずに流し釣りを  
して順番に良く釣れるポイントを流していくのですが、そういう  
ポイントは瀬の上とか魚礁の上とかに限られます。イカ釣りはそ  
ういう場所を選ばないので、イカ釣りはアンカーを打っても邪魔  
にならないということでイカ釣りを除外しています。

議 長 他にご質問等はありませんか。他にご意見もないようですので、  
第4号議案については、原案のとおり委員会指示を発出すること  
にご異議はありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議 長 異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり  
委員会指示を発出することとします。

次に、第5号議案の「伊予灘及び豊後水道北部におけるまこが  
れいの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の36ページをお開きください。

第5号議案は、委員会指示により伊予灘及び豊後水道北部の大  
分県海域において、全長15センチメートル以下のまこがれいの  
採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、  
新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示  
を発出するものです。

なお、本議案については、2月17日開催の豊後灘海面利用地  
区協議会、2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会、  
2月26日開催の別府湾南部海域漁場利用調整連絡協議会及び3  
月5日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指  
示の発出が要請されています。

37ページの斜線部分が対象海域となります。

次の38ページに委員会指示の案を掲載していますが、禁止期  
間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっ  
ています。

39ページにまこがれいの漁獲量のグラフと放流量を掲載して

います。まこがれいの漁獲量については、公表されたデータとしては、平成18年までしかありませんので、それ以降については、マコガレイの水揚量が把握できる県漁協2支店の漁獲量を示しています。これらのグラフから平成7年以降、漁獲量は減少傾向ですが、近年は横ばい傾向であり、放流と資源管理により漁獲が維持されているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第5号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議長 異議がないようですので、第5号議案については原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、第6号議案の「豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の40ページをお開きください。

第6号議案は、委員会指示により豊後水道北部の大分県海域において、釣りによる全長20センチメートル以下のいさきの採捕を禁止するものです。

この委員会指示の禁止期間が本年3月31日で終了するため、新たに4月1日から翌年3月31日までを期間とする委員会指示を発出するものです。

なお、本議案については2月15日開催の豊後水道北部海面利用地区協議会及び3月5日開催の大分県海面利用協議会を経て、会長宛てに委員会指示の発出が要請されています。

41ページの斜線で示す大分県海域が対象海域です。

42ページに委員会指示案を載せていますが、禁止期間を1年間更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容となっています。

43ページにいさきの漁獲量の推移と放流量を掲載していま

す。県合計、豊後水道北部である大分北部海区ともに減少傾向ですが、近年は下げ止まりの傾向となっており、放流と資源管理により漁獲が維持されているものと考えています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第6号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

山下委員 全長20センチは愛媛県でも同じような規制があるのですか。また、放流量ですが、平成25年以降は40万尾前後と沢山放流していますが、グラフを見ると少しずつ漁獲量は下がっているように見られるのですが、先ほどの3魚種に比べて放流の効果が出ているのか分かりにくいんですが、効果が出ているとしたらどのようなご判断なのか、もし他に下がってしまう要因があればどういった要因が考えられるのですか。

事務局長 愛媛県海域ではいさきの大きさに関する規制は特にありません。放流量と漁獲量の関係ですが、細かい所まで解析が進んでいるわけではありませんが、全体的には減少傾向にあります。近年は、増減を繰り返しながら、横ばいというように見ておきまして、そこについては、放流とこの小さいものを獲らないという資源管理の効果によって漁獲量の減少を食い止めているというふうに見ております。他の要因としては、自然界でのいさきの発生、生残、そういったものが年によって大きく変動すると思われまますので、それを放流と資源管理だけで全て食い止めるという事は難しい所があります。自然だけでの大きな変動をこういった人為的な措置によってなるべく影響を緩和しているというふうに見ている所です。

山下委員 愛媛県で小さいものを獲っているということはないのですか。

事務局長 この委員会指示の規制が豊後水道北部海域だけとなっています。本来なら豊後水道南部海域でも同じようにやりたい所なんです。20センチより小さいものを獲らないようにすることについては、漁業者と遊漁者の合意が得られませんでした。ですからこれよりも小さいものを獲っている実態は大分にもありますし、愛媛県の実態

は全て承知しているわけではありませんが、どうしても定置網や建網には、小さいものが入ります。この委員会指示も釣りだけにしてるのは、網漁業の人達に入ったものを全て選別して逃がせと言うのは難しいところがありますので、釣りだけになっているという実態もあって、全て小さいものを獲らないようにするという所まではまだ至っていないという状況です。

議長           まこがれいもいさきも大分県海域で獲ってはいけないという委員会指示ですが、その海域の範囲が曖昧です。漁業者はこの海域が大分県海域なのかそうじゃないのか、このいさきを獲ったらこの委員会指示に違反するので検挙される可能性があるのかどうかとか考えないのでですか。

須川委員       いさきに関しては会長が言うような中間の深い所では釣れないのです。磯とか瀬がある所で釣るので、やるなら大分県海域の沿岸の急な岩礁等で釣るのでこういった何もないような所ではいさきはいませんので、この県境まで行って悩むことはありません。

議長           他にご意見もないようですので、第6号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同       （ 異議なし ）

議長           ご異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第7号議案の「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報保護等の保護等に関する規程の一部改正について」を審議します。  
事務局から提案理由を説明してください。

事務局長       第7号議案「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について」を説明します。

44ページをお開きください。

本規程につきましては、大分県個人情報保護条例に基づきまして、平成14年5月に大分海区漁業調整委員会が制定したもので、委員会が保有する個人情報の開示等について規定していま

す。

次の45ページの一部改正理由書の「1改正の概要」をご覧ください。

国や県が進めている行政手続等における押印の見直しに伴い、個人情報開示請求等において法人が代理人として請求する場合の押印を廃止するとともに、代理人であることの証明書類として求めていた法人印鑑証明書の提出を廃止するものです。

また、開示決定通知等を郵送するために必要な郵便番号の記載を開示請求書等に追加するものです。

具体的な変更内容について説明します。

議案書の46ページの新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正案で右の欄が現行となります。

左の欄の下線を引いている「郵便番号」が今回加える予定のもので、開示決定通知等を郵送するために必要な郵便番号の記載を開示請求書等に追加するものです。

次に、右の欄の「代表者の氏名及び代表者の印」ですが、これは、個人情報開示請求等において法人が代理人として請求する場合に「代表者の印」を押印するものですが、押印の見直しに伴い、この「代表者の印」を廃止するものです。

次の47ページをご覧ください。右の欄の下部にある請求資格の確認のための「法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」という文言ですが、この代理人であることの証明書類として求めていた法人印鑑証明書の提出を廃止するものです。

次の48ページ以降に記載している第10号様式と第14号様式も同じ変更内容となります。

次に議案書の52ページをご覧ください。今回の改正については、大分県報に登載して公示する予定ですが、これが告示する改正案となります。この規程の施行につきましては、本年4月1日の予定です。

資料①として、改正後の規程を参考につけていますので、後ほどご一読下さい。変更をした箇所を赤字にしています。

なお、本規程については、現在、法令担当課が審査しているところで、指摘等により、字句の修正など内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

他にご意見もないようですので、第7号議案については、原案のとおり改正することを承認することでご異議ありませんか。

委員一同 ( 異議なし )

議長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり改正することとします。

これで議案についてはすべて終了しましたが、報告事項があるようですので、事務局は説明願います。

事務局長 議案書の53ページをお開きください。大分県資源管理指針の変更についてです。これは毎年、検討を加え、必要があれば見直すものとされています。当該指針の変更にあたっては、海区漁業調整委員会に付議することとされていますので、今回、報告するものです。詳しい内容については、水産振興課からご説明します。

野田主任 水産振興課の野田でございます。それでは、説明させていただきます。

議案書の53ページをお開きください。「大分県資源管理指針」の変更についての報告事項です。この指針は、今後の資源管理のあり方の基本方針として、魚種又は漁業種類毎の具体的管理方策を策定したものです。漁業者の自主的な取組である資源管理計画は、この指針に基づき作成されています。続いて、資料②をご覧ください。1ページから18ページが改正案の資料となります。そして、19ページから、新旧対照表を掲載しております。32ページからが、「資源管理指針・計画作成要領」です。

19ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。右側が現在の指針、左側が今回の改正案です。変更部分に二重線を引いています。全体をとおしまして、漁業法の改正に伴う根拠法

令の修正と、国の統計データや資源評価の発表に伴う数値及び表現の更新のみです。

19ページをお開きください。「第1 大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方」の大分県における漁業の概観部分ですが、最新の統計データを反映させ、割合の大きい順に漁業種類の順番を入れ替えています。また、「2 資源管理の取組状況」の部分で、漁業法の改正に伴い、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」が廃止されたことに伴い、漁獲可能量「TAC」の設定根拠法を変更し、漁獲努力量「TAE」が廃止となったため、TAEに関する文言を削除しています。続いて20ページをお開きください。「第2 海洋生物資源等の動向及び管理の方向」の魚種別資源管理についてですが、1のサワラにつきましては、(1)の資源及び漁獲の状況の表現を変更しています。国はサワラの資源量評価につきましては、資源水準は中位で動向は増加としていますので、それに合わせる形で変更しています。また、グラフにつきましては、平成30年のデータを追加しています。以下、2のアサリから26ページの10のハモ類まで同様の修正と若干の体裁の修正をしています。次に、漁業種別資源管理ですが、1のまき網漁業から30ページのはえなわ漁業まで同様の修正をしております。

なお、資源管理指針は、令和5年度までに資源管理方針へ統合され、資源管理指針に基づいて各支店で作成されている資源管理計画につきましても、資源管理協定へと移行する予定です。これらの移行につきましては、現在国の方でも詳細な検討が進められており、その内容が固まり次第、本委員会でも説明させて頂く予定です。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

特になければ、その他委員さんから何かご意見等はありませんか。

なければ、これを持ちまして本日の委員会を終了します。

事務局長

これを持ちまして委員会を終了します。本日は誠に御疲れ様でございました。



以上、第21期大分海区漁業調整委員会第27回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年3月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員